

入札説明書

嘱託登記業務委託（五条町地内・中部第485号線）

令和7年5月8日

奈良市建設部道路建設課

入 札 説 明 書

嘱託登記業務委託（五条町地内・中部第485号線）にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

公告文書に定めるもののほか、次に掲げる条件全てを満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は公益社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することはできないものとする。
- (2) 令和7年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を受けていること。
- (3) 上記（2）の登録所在地が奈良市内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札方法は、予定数量に積算単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価（※以下「基準単価」といいます。）をもって入札し、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札候補者とします。
- (3) 基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。
- (4) その他の項目については、落札された入札書記載価格に基準単価率（当該単価を基準単価で除した数値の有効数字上位4桁とし、5桁以下を切り捨てたもの）を乗じた後、消

費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。

- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (6) 入札書の提出は、簡易書留及び一般書留に限ります。入札者は入札書到達期限までに到着するように発送してください。

※ 入札書に記載する金額は数量1単位あたりの単価（基準単価）で、発注範囲全体の委託料や単価に数量を乗じた項目の合計額ではありません。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に60%を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）。

4 開札及び落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札参加資格者のうちから選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、立会人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、立会人による抽選で決定します。

5 入札に付する業務の範囲・種別

- (1) 業務の範囲は次のとおりとし、奈良市建設部道路建設課内で閲覧することができます。
 - ①用地測量図が完成している場合
用地測量図で指示した範囲とします。
 - ②用地測量図が完成していない場合
位置図、計画図、公図等で指示した範囲とします（ただし、公図等の場合は業務範囲に多少の差異が生じることがあります。）。
- (2) 業務の種別
委託に付する業務の種別は調査業務、申請手続業務並びに境界明示申請及び手続代行を主とし、測量業務及び地図訂正業務は必要最小限な範囲で行うものとします。

6 業務委託料の支払条件

委託料は次に該当する場合にのみ支払うことができます。

- (1) 登記が完成した場合
- (2) 登記が完成しない原因が受注者になく、登記申請に必要な地積測量図が作成できる場合
- (3) 登記が完成していないが、それまで行った業務を他の土地家屋調査士に引継できる状態であると発注者が認めた場合

7 嘱託登記計画書及び業務数量予定書

業務数量は5（1）の図面の範囲を元に本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書（当初協議用）を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ委託期間内に業務を完了するように努めなければならない。

8 業務数量の確定

業務数量は、当初協議に関わらず、発注者と協議のうえ、実際に要した業務数量を確定数量とする。ただし、その数量は必要最小限のものでなければならない。

9 交通費

交通費は、支給しないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。契約保証金は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第23条に定めるところによります。

11 契約書作成の可否等

契約書の作成を要します。落札者は、奈良市契約規則第14条第2項の規定に基づき落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約書その他必要な書類を提出しなければならない。